

つくば市建設工事最低制限価格取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により建設工事の請負の契約を締結する場合における地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第2項（令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する最低制限価格の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(最低制限価格の設定)

第2条 予定価格（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）が200万円超1億円未満の建設工事の請負に係る競争入札においては、最低制限価格を設けるものとする。ただし、当該競争入札に係る契約の履行に関し、特にその必要がないと認められるときは、最低制限価格を設けないことができるものとする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、該各号に定めるところによる。

- (1) 最低制限基本価格 最低制限価格の算出の基礎となる価格をいう。
- (2) 無作為（ランダム）係数 くじ引きにより無作為（ランダム）に抽出される「1.0000」から「1.0400」までの「0.0005」刻みの数値（小数点以下第4位までの数値）をいう。

(最低制限基本価格の算定基準)

第4条 最低制限基本価格は、次の各号に掲げる額の合計額（当該合計額が見積書比較価格（予定価格に110分の100を乗じて得た額をいう。以下同じ。）に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては当該100分の92を乗じて得た額（当該額に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、当該

合計額が見積書比較価格に 100 分の 75 を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該 100 分の 75 を乗じて得た額（当該額に 1 万円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とし、これら以外の場合にあって当該合計額に 1 万円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に 100 分の 97 を乗じて得た額
 - (2) 共通仮設費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額
 - (3) 現場管理費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額
 - (4) 一般管理費（契約保証費を含む。）の額に 100 分の 68 を乗じて得た額
- （無作為（ランダム）係数の決定）

第 5 条 開札執行者は、開札開始前に、立会いのため来場した入札者の代表者（入札者の立会がない場合は、入札事務に関係のない職員）にくじを引かせ、無作為（ランダム）係数を決定するものとする。

2 前項の規定により、決定した無作為（ランダム）係数は、当該開札日に最低制限価格を設定する全ての案件に適用する。

3 開札執行者は、書面に第 1 項の規定により決定した無作為（ランダム）係数を記載し、同項に規定するくじ引きを行った者に対して、内容の確認及び署名を求めるものとする。

4 第 1 項の規定により決定した無作為（ランダム）係数は、開札立会者控室に開札終了まで掲示するものとする。

（最低制限価格の算出等）

第 6 条 最低制限価格 最低制限基本価格に 110 分の 100 と無作為（ランダム）係数を乗じて算出した額（当該額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。

2 開札執行者は、最低制限基本価格書の開封を行い、その価格及び前条第 1 項の

規定により、決定した無作為（ランダム）係数をパソコンの最低制限価格計算シートに入力し、最低制限価格を算出する。

- 3 開札執行者は、パソコンに表示された最低制限基本価格、無作為（ランダム）係数及び最低制限価格を、印刷し、最低制限価格の決定経緯を明らかにしておかなければならない。

（開札の執行）

第7条 開札執行者は、最低制限価格を下回る価格により入札をした者があった場合は、当該価格により入札をした者を落札候補者又は落札者（以下「落札者等」という。）とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格により入札をした者のうち最低の価格により入札をした者を落札者等とするものとする。

附 則

この要領は、平成24年9月14日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成26年3月11日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条第1項の規定は、工事目的物の完成引渡しが平成26年4月1日以後の工事の契約について適用し、工事目的物の完成引渡しが同日前の工事の契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成26年7月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年8月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 30 年 10 月 9 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要領は、この施行の日以後の入札審査委員会に諮る入札案件から適用し、同日前に入札審査委員会に諮る入札案件については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和元年 5 月 20 日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要領第 4 条及び第 6 条第 1 項の規定は、令和元年 9 月 1 日以後に告示する入札について適用し、同日前に告示する入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要領は、この施行の日以後に事業を執行する入札案件から適用し、同日前に事業を執行する入札案件については、なお従前の例による。